

国民健康保険証（兼高齢受給者証）の更新

現在交付している、国民健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）の有効期限は、本年7月31日までです。このため、新しい保険証を7月下旬に該当世帯へ**簡易書留で郵送**します。

なお、現在お持ちの保険証は、8月以降は使用できませんので、各自で破棄してください。

新しい保険証の有効期限

令和元年8月1日から令和2年7月31日



◆70歳以上の被保険者の方へ（注意）

これまで、別々に交付していた「保険証」と「高齢受給者証」は、7月に送付する更新分より一体化した一枚の「**国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証**」となります。そのため、8月以降は一枚で医療機関を受診することができます。

◆保険証の郵送を希望しない方へ

保険証の郵送を希望しない方は、**7月5日（金）**までに市民生活課国保・年金係（Tel 75-4973）へご連絡ください。新しい保険証の受け取りは、7月22日（月）以降に連絡時に受取を希望した窓口（うきは市役所市民生活課国保・年金係またはうきは市民センター2階浮羽市民課）へお越しください。

◆就学や施設入所で住民票が市外にある方へ

就学や施設への入所のために住民票を市外に移した方は、市民生活課国保・年金係または浮羽市民課へ申請してください。**在学証明書や在園証明書**が必要です。※本年4月以降に申請をされている方は不要です。

◇令和元年8月2日以降に65歳になる退職者被保険者の方へ

退職の保険証をお持ちの方で、令和元年8月2日以降に65歳になられる方は、誕生月の翌月（1日生まれは誕生月）から「一般」の保険証になるため、有効期限が誕生月の末日までとなります。

◇令和2年7月31日までの間に70歳になる方へ

令和2年7月31日までの間に70歳になる方は、70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方は誕生月）より「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」となります。このため、保険証の有効期限は70歳の誕生月の末日までとなります。

◇令和2年7月31日までの間に75歳になる方へ

令和2年7月31日までの間に75歳になる方は、75歳の誕生日から後期高齢者医療の被保険者になります。このため、保険証の有効期限は75歳になる日の前日までとなります。

～更新後のお願い～

- ・保険証を受け取られたら、必ず内容を確認してください。
- ・保険証の記入事項は、勝手に訂正できません。
- ・事業所等の健康保険に加入したとき、または保険証の記入事項に変更、訂正があるときは速やかに届けてください。
- ・医療機関等を利用するときは、必ず保険証を窓口で提示してください。
- ・はり・きゅう施術券の交付を受けたい方は、必ず保険証をご持参ください。

